

港区青少年問題協議会条例を廃止する条例

本案は、港区青少年問題協議会を廃止するものです。

【条例廃止の背景】

港区青少年問題協議会（以下「協議会」といいます。）は、毎年度、港区青少年健全育成活動方針を策定し、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係機関等との連絡調整を行ってきましたが、青少年健全育成活動方針については、今年度策定予定の「（仮称）港区こども計画（令和7年度～令和11年度）」に内容を継承することで、より計画的に進捗確認及び評価される取組に発展させていくこととしました。また、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、総括的に協議する場や課題に応じた専門的な検討を行うため、外部委員を含む港区子ども・子育て会議や港区要保護児童等対策地域協議会を活用して、青少年に関する課題に対応していくこととしました。これらを踏まえ、協議会を廃止することとします。

【条例の内容】

港区青少年問題協議会条例を廃止します。

【施行期日】

令和7年4月1日